

一般社団法人昭和法人会 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人昭和法人会（以下「本会」という）の定款第7条の規程に基づき、本会の会費の収納に関し必要な事項を定めるものである。

(会費)

第2条 本会の会費年額は「別表」のとおりとする。

- 2 前項の会費については、理事会が相当の事由があると認めるときには、これを免除することができる。

(会費の納期)

第3条 会費の納入は年1回とし、請求後3ヶ月以内に納入しなければならない。ただし、新規会員は入会時に納入するものとする。

- 2 会費の納入方法は、原則として会員が指定する金融機関の口座から会費年額を自動引落としにより納入する。
- 3 前項の自動引落としを希望しない場合、以下のいずれかの方法によることができる。
 - (1) 金融機関を利用して振り込む
 - (2) 集金

(中途入会の会費及び納期)

第4条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会の属する月により以下のとおりとする。

- (1) 4月1日から8月31日の間の入会は規程額
 - (2) 9月1日から3月31日の間の入会は会費を徴収しない
- 2 前項の会費の納入は、請求書の到着後速やかに納入するものとする。

(会費の滞納)

第5条 会員が定款第10条1項に該当すると判断した場合、1ヶ月前に文書により催告し、催告に応じないときは会員資格を喪失する。

(改廃)

第6条 この規程を改廃するときは、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附 則 (平成 24 年 5 月 23 日通常総会承認)

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、一般認可を受け移行の登記をした日から施行する。

附 則 (平成 30 年 5 月 30 日通常総会承認)

- 1 この規定の改正は、平成 30 年 5 月 30 日に改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 「会費区分表」

○ 平成 31 年 4 月 1 日施行

- 1 正会員は、資本金額等により次のとおりとする。

(1)	資本金額 (出資金額)	100 万円以下	年額	4,000 円
(2)	同上	500 万円以下	年額	6,000 円
(3)	同上	1,000 万円以下	年額	11,000 円
(4)	同上	3,000 万円以下	年額	15,000 円
(5)	同上	5,000 万円以下	年額	18,000 円
(6)	同上	1 億円以下	年額	24,000 円
(7)	同上	10 億円以下	年額	50,000 円
(8)	同上	30 億円以下	年額	80,000 円
(9)	同上	50 億円以下	年額	110,000 円
(10)	同上	50 億円超	年額	150,000 円
(11)	親会社と代表者が同じで 同一地番にある子会社		年額	4,000 円
(12)	公益法人等人格のない社団等		年額	3,000 円
- 2 賛助会員は、一律年額 3,000 円とする。

[参考] 平成 25 年 4 月 1 日施行

- 1 正会員は、資本金額等により次のとおりとする。

(1)	資本金額 (出資金額)	100 万円以下	年額	2,000 円
(2)	同上	500 万円以下	年額	4,000 円
(3)	同上	1,000 万円以下	年額	6,000 円
(4)	同上	3,000 万円以下	年額	9,000 円
(5)	同上	5,000 万円以下	年額	12,000 円
(6)	同上	1 億円以下	年額	15,000 円
(7)	同上	10 億円以下	年額	40,000 円

- | | | | | |
|------|---------------------------|--------|----|----------|
| (8) | 同上 | 30億円以下 | 年額 | 65,000円 |
| (9) | 同上 | 50億円以下 | 年額 | 90,000円 |
| (10) | 同上 | 50億円超 | 年額 | 130,000円 |
| (11) | 親会社と代表者が同じで
同一地番にある子会社 | | 年額 | 1,000円 |
| (12) | 公益法人等人格のない社団等 | | 年額 | 2,000円 |
- 2 賛助会員は、一律 1,000 円とする。